主

原判決を取り消す。

被控訴人は控訴人が昭和二十八年六月二十三日被控訴会社の監査役を辞任した旨の変更登記手続をしなければならない。

訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする。

事実

控訴人は主文同旨の判決を求め、被控訴人は控訴棄却の判決を求めた。当事者双方の事実上の陳述は、原判決の事実摘示と同一であるから、ここにこれを引用する。

理 由

この請求権を肯定し所要の変更登記申請をなすことを命ずる判決は、民事訴訟法 第七百三十六条にいわゆる意思の陳述をすべきことの判決に外ならないから、この 判決の確定を以つて登記申請をすることができるのである。はたしてしからば、控 訴人の本訴請求は正当であつて、これを認容すべくこれを棄却した原判決は不当で あるからこれを取り消すべく民事訴訟法第三百八十六条、第九十六条、第八十九条 を適用し、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 岡咲恕一 判事 山本長次 判事 亀山脩平)